

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社野村屋に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社野村屋に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2024年3月29日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社野村屋に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社野村屋（「野村屋」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

- ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、野村屋の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、野村屋がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

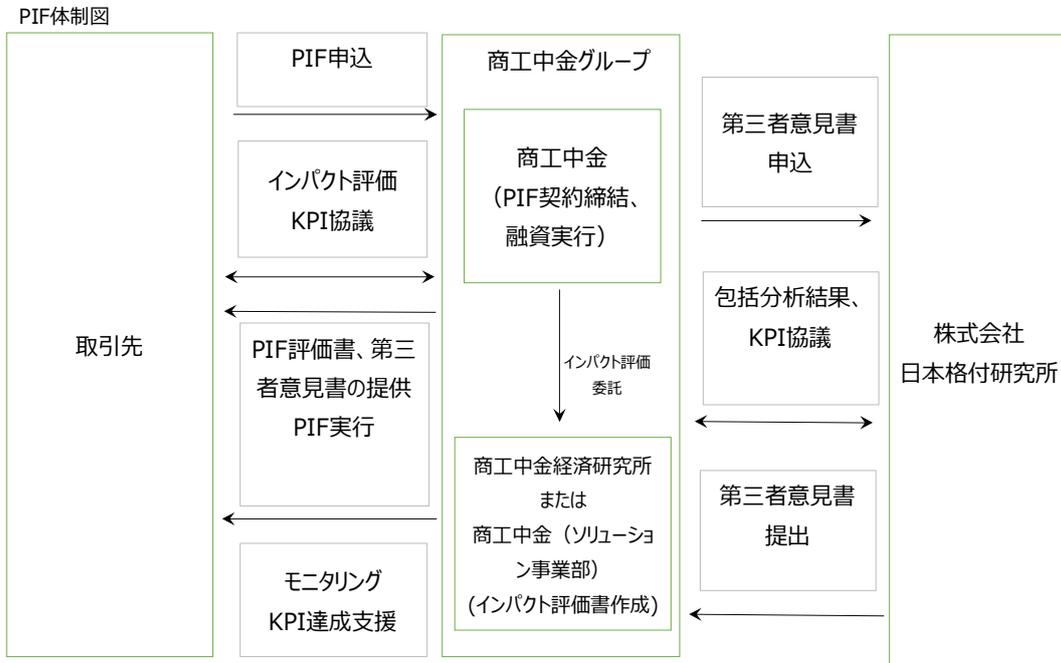
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である野村屋から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

梶原 敦子

担当アナリスト

川越 広志

川越 広志



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2024年3月29日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社野村屋（以下、野村屋）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、野村屋の活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、経営方針等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社野村屋
借入金額	130,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	7 年
モニタリング実施時期	毎年 12 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	長野県上田市古里 777-3
創業・設立	創業：1913 年 12 月 設立：1951 年 12 月
資本金	3,000,000 円
従業員数	25 名（2024 年 2 月現在）
事業内容	屋根瓦事業、自然エネルギー事業、建築事業
主要取引先	(同)DMM.com、オリックス(株)、一般個人客

【業務内容】

- 野村屋は、1951年に設立し、歴史のある屋根瓦事業と太陽光発電パネル設置業務を中心とする電気配線工事業とそれに付属する土木工事業を行っている。

【屋根瓦事業】

- 1913年に、当社は屋根瓦事業を営む会社として創業し、以来、世代を超えて伝わる伝統技術を大切にしている。2022年に改正された建築基準法に基づく瓦屋根の留付け基準は継続して対応しており、耐風圧性能や強風対策に拘りを持った屋根作りを大切にしている。古き伝統を後世につないでいきたいという社長の強い思いの下、歴史をつなぐ事業部として、歴史的な技術とノウハウを守り、仕上がりの美しさと耐久性を追求し続けている。



添付群① 当社作業写真

【自然エネルギー事業】

- 建築事業として、注文戸建て住宅を手掛けている背景から、2011年より太陽光発電設備を設置する自然エネルギー事業を開始した。「暮らしも環境も守るために、今できること」を追求し、長野県内を中心として、個人やオリックス等の企業からの受託を受け、施工を行う。土地の仕入れから保守管理まで一貫して行うことを強みとしており、これまで家庭用ソーラーパネル 3,000 箇所、産業用ソーラーパネル 450 箇所を設置した実績を持つ。



添付② 太陽光発電パネル

【建築事業】

- 「生涯にわたって、愛せる住まいへ」を事業目標として戸建て住宅の施工、販売を行っている。一級建築士、測量士も当社に所属していることから、顧客の要望に沿って一から設計を行い、メンテナンスまで一貫して行うことを可能にしている。住宅販売の拡大を行うことを目的として、2023年には伝統工法に強みを持つ菱田工務店をM&Aにて取得した。これにより長野県材を用いた木造建築に拘りを持った建築が可能となり、太陽光発電を用いた自然エネルギー事業との相乗効果による社会貢献を目指す事業運営を行っている。将来的には建築事業とエネルギー、街づくりをテーマとして都市開発及びエコヴィレッジの開発を手掛け、再生可能エネルギー100%のカーボンニュートラルエリアを区画販売することを目標としている。



添付群③ 当社施工住宅写真

ロゴ



ロゴマークは、先代からロゴに用いられてきた「さしがね」と「ワ」のモチーフを組み合わせています。

さしがねは職人が角度を測る際に使用する直角の工具です。2つのさしがねを用いたことで、双子である今代の社長と専務を転換点とし、変化していく意志を込めました。

それに組み合わせた「ワ」は、創業者である野村和市(わいち)の頭文字です。

4辺が微妙に湾曲したダイヤ型の形状にすることで、

創業からの伝統や意志を引き継ぎながら、長野の輝く未来のために野村屋グループとして発展していく意思を込めています。

添付④ 当社ロゴマーク

【事業拠点】

拠点名	住所	
本社	長野県上田市古里 777-3	
関係会社	住所	業種
(株)野村屋トラス	長野県上田市古里 777-3	不動産開発・売買・賃貸業
丸眞興業(有)	長野県諏訪郡富士見町富士見 5229-1	砕石業、産業廃棄物受取業
(株)菱田工務店	長野県埴科郡坂城町中之条 1683-17	建築業



添付⑤ 本社写真

【沿革】

1913年4月	野村製瓦工場を創業。瓦の製造を開始。
1951年12月	有限会社野村製瓦工事業を設立。瓦工事業を開始。
1975年1月	有限会社野村瓦工業へ変更。
1977年1月	2代目として野村英男氏が就任。
2002年1月	3代目として野村利光氏が就任。
2009年4月	住宅用太陽光発電システムの実務開始。
2011年6月	4代目として野村健太氏が就任。株式会社野村屋へ社名変更。
2013年1月	産業用太陽光発電設備の販売開始。
2014年7月	太陽光発電売電事業開始。
2015年3月	土地付き太陽光発電設備の分譲販売を開始。
2015年10月	上田市小泉に本社移転。
2018年12月	不動産会社を設立。
2019年4月	大型メガソーラー発電所を保有。
2020年6月	野村屋一級建築士事務所開設。
2021年4月	各営業所を本社に統合。上田市古里に本社移転。
2022年4月	大型メガソーラー発電所を保有。
2023年12月	太陽光発電設備の累計販売量 80M を達成。

建設業の許可票			
商号又は名称	株式会社野村屋		
代表者氏名	代表取締役 野村 健太		
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日
一般建設業	土木工事業 及び・土工事業 石工事業 屋根工事業 電気工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	長野県知事許可 (般-2)第9308号	令和2年12月2日
この店舗で営業 している建設業	土木工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 電気工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業		

添付群⑥ 登録資格

株式会社 野村屋 一級建築士事務所	
登録	一級建築士事務所 長野県知事登録(上)A第56221号
開設者	株式会社 野村屋 代表取締役 野村 健太
管理建築士	一級建築士 木次 孝茂
登録の有効期間	令和 2年 6月 1日から令和 7年 5月31日まで

宅地建物取引業者票	
免許証番号	長野県知事(2)第5451号
免許有効期間	令和3年5月13日から令和8年5月12日まで
商号又は名称	株式会社野村屋
代表者氏名	代表取締役 野村 健太
この事務所に置かれている 専任の宅地建物取引士の氏名	白鳥 ますみ
主たる事務所の所在地	〒386-0005 長野県上田市古里777-3 TEL 0268-75-7763

2.2 業界動向

■ 太陽光発電事業の業界動向と今後の見直し

- 太陽光発電事業は、再生可能エネルギーの中でも最も成長している分野の一つである。過去数十年において技術の進歩とコストの低下が進んできたほか、近年は政府による政策実行や規制導入によって太陽光発電の普及が急速に進んでいる。
- 2021年10月に閣議決定され経済産業省で公表された第6次エネルギー基本計画では、S+3E[※]の同時達成を目指し「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、(中略)再生可能エネルギーに関しては、S+3Eを大前提に、2050年における主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む。」とあり、太陽光発電については再生可能エネルギーの主力として2019年度の電源構成に占める割合6.7%(約61GW)を2030年度には14~16%(103.5~117.6GW)まで引き上げる計画としている。

(※)S+3E

安全性(Safety)および自給率(Energy Security)と経済効率性(Economic Efficiency)と環境適合(Environment)のこと。

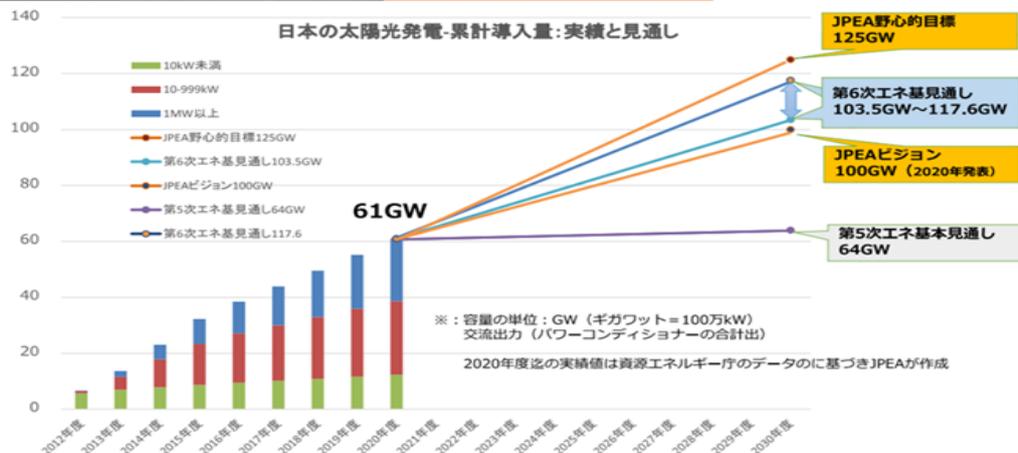
- 第6次エネルギー基本計画を踏まえて、経済産業省が2022年5月に開催した「第3回再エネ設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」においては「国と地域に求められるエネルギーを、地域と共に創り、地域社会との調和・共生・連携を図ることで、太陽光発電が国と地域に大きな便益をもたらす自立した主力エネルギー」を目指すとしている。

2030年46%削減に向けた太陽光発電の導入目標（累計）



- 2020年度末の累計導入量は約61GW（電源構成の7~8%）
- 第6次エネ基の2030年度末の見通しは103.5~117.6GW（電源構成の14~16%）であり、第5次エネ基の64GWから大幅に上方修正され野心的レベルとなっている。
- JPEAにおいても従来の2030年ビジョンの100GWから新たな野心的目標125GWを設定

2030年の野心的目標達成には、2020年度実績から2倍程度に増やす必要がある



5

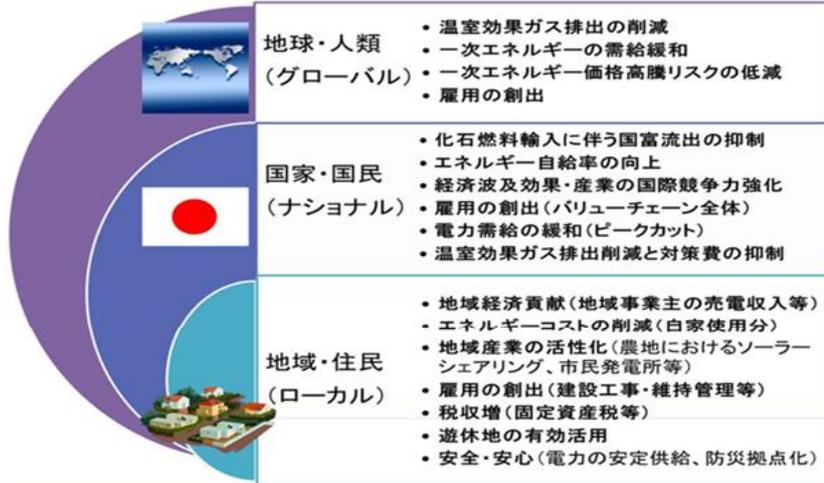
添付⑦ 経済産業省「第3回再エネ設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」資料 抜粋

参考：「あるべき本来の姿」= 便益をもたらす「未来への投資」



太陽光発電の「あるべき本来の姿」は、地域・国・グローバルのそれぞれのレベルで便益をもたらす「未来への投資」ではないか。

太陽光発電の本来の姿：地域・国・グローバルにおいて便益をもたらす



9

添付⑧ 経済産業省「第3回再エネ設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」資料 抜粋

- 多くの国や地域では、太陽光発電のシステムをスマートグリッド[※]に接続することが可能であり、余剰電力を売電することができる。太陽光発電プロジェクトは、大規模な商業施設や農地に設置されるだけでなく、建物の屋根に分散型のパネルを設置する形も増加した。分散型発電は、電力の地域的な供給と需要のバランスを改善し、電力ネットワークを強固にすることが期待されている。

(※):スマートグリッド:

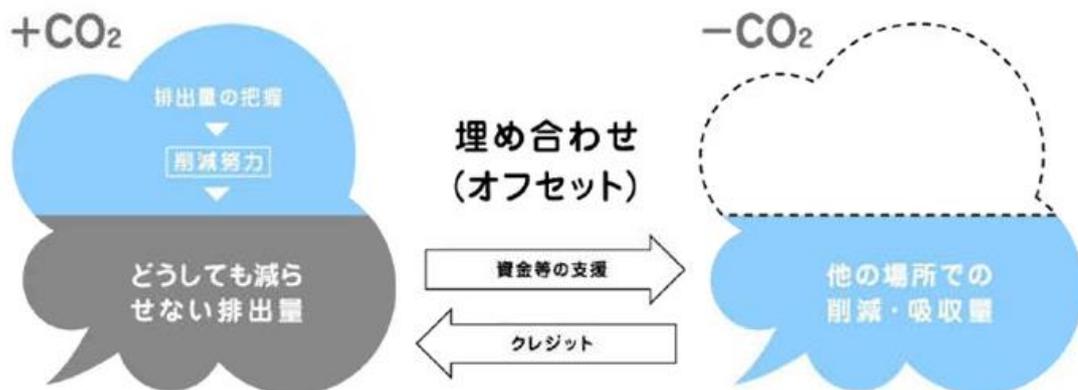
電力の流れを供給側・需要側の両方から制御し、最適化できる送電網を指す。



添付⑨ JPEA《太陽光発電の導入拡大に向けて》より抜粋し、当社にて一部加工

■ カーボンのクレジットの動向について

- カーボンのクレジットとは、温室効果ガスの排出削減量を排出権としてクレジット化することで、排出削減量を企業間で売買することができるようにした仕組みを指す。カーボンのクレジットを購入することで、企業は自社で削減努力をしても削減しきれない温室効果ガスの排出量を、クレジット分だけ削減したとみなすことができる。
- クレジットの種類は排出の「回避・削減」または「吸収・貯蓄」の大きく2つに分けられ、森林の保護や植林、農業関連や省エネ・再エネ、熱帯雨林減少防止など様々な取り組みから創出される。カーボンのクレジットの発行主体は多岐にわたり、国際的な機関から国内の民間企業まで発行主体は様々である。国際的なクレジット制度の代表例として、国連主体のクリーン開発メカニズムやパートナー国となる発展途上国と協力する2国間クレジットなどが挙げられ、行政が主導するクレジット制度であれば、Jクレジットと呼ばれる企業や森林の保有者が行った温室効果ガスの削減・吸収につながる取り組みを国が認証する制度が挙げられる。またボランタリークレジットと呼ばれる世界自然保護基金をはじめとする国際的なNGOが主導するものも存在する。



添付⑩ 環境省 平成26年度カーボンオフセットレポート

- 上記(添付⑩)のように、カーボンのクレジットは、クレジット創出者・購入者の双方にメリットがある。クレジット創出側のメリットとしては、環境負荷の軽減に積極的な企業だと対外的にアピールできることや、クレジットを他社に売却することで、資金調達が可能となる点である。購入者のメリットとしては、自社では達成できない排出削減量をクレジットに対して金銭を支払うことによってクリアできる点が挙げられる。
- 一方で、課題として挙げられているのは、炭素吸収、除去系の認証方法が未確立であること、価格設定が不明瞭であることが挙げられる。現時点では、炭素吸収・除去系のプロジェクトは削減量の算定・モニタリング方法が確定されておらず、この促進が進みづらい状況にある。また、国内のクレジットは、主にプロジェクトごとに相対取引されていることから、量や価格の設定が不透明であり、需要・供給拡大の障害となっている。
- 2015年のパリ協定で国際社会が合意した2050年までに「ネットゼロ(温室効果ガスの排出と除去のバランスがとれた状態)」を実現するための手段の一つとして、カーボンのクレジットは国際的に注目されている。今後も、全世界的に協力体制を敷いて、取り組む必要がある。

2.3 企業理念、経営方針等



私たちは、いつでもカワル。

どんどんカワル時代。

考え方もカワル。

常識もカワル。

そんな変化の早い時代に、

私たちはひとつひとつの想いによりそって

柔軟にカワルことを約束します。

カワらないのは、

瓦屋として100年前から培ってきた技術と、

この街の未来を良くしたいという想いです。

｜ ステートメント

瓦を積んで、はや百年。 次は何を積みましょうか。

いただいた仕事は、断らない。

それが長野で長年瓦屋をやってきた、

野村屋のポリシーです。

今は、人の暮らしを支える様々な事業を手掛けていますが、

日本の屋根を「瓦」が守り続けているように、

そこにある心は決して変わらない。

誠心誠意、やり続ける。

これが私たち、野村屋です。

添付群① 経営理念・経営方針 当社より提供

2.4 事業活動

野村屋は以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【環境面・経済面】

■ 脱炭素社会の実現への貢献

- 野村屋は、太陽光発電設備の施工を通して長野県内を中心に日本国内における電力の安定供給を図るとともに、温室効果ガス削減によるカーボンニュートラルの実現にも貢献している。
- 2022年12月の資源エネルギー庁「太陽光発電について」(第82回調達価格等算定委員会資料)によれば、事業用太陽光発電認定料は、2013年度の24千MWをピークに2021年度では0.8千MWまで減少している。この背景にはFIT価格低下による新規認定の減少がある。
- 当社の産業用太陽光発電設備の設置事業は地域密着型の発電所を増加させる取り組みであり、再生可能エネルギーを生み出す持続可能な循環型社会に貢献している。今後も太陽光発電設備の設置に積極的に取り組むことで、日本政府の第6次エネルギー基本計画に沿ったカーボンニュートラルの実現に貢献していく方針である。



添付⑫ 太陽光パネル

Ⅰ 野村屋の累計発電電力量

1年間で太陽光発電によって発電している電力

約 **65,460,000 kWh**

※2023年現在

太陽光発電は二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーです。

太陽光発電によって削減したCO2量

約 **29,100 t**

※火力発電で電気1kWhをつくらるときに排出されるCO2を445gと想定

457 件

市町村	件数	設備容量
上田市	66	4839.7
小県郡長和町	3	4395.6
東御市	13	1889.8
小諸市	120	9497.2
佐久市	55	4200.6
北佐久郡御代田町	58	3453.5
北佐久郡立科町	11	544.5
南佐久郡佐久穂町	5	245.2
松本市	12	590.6
東筑摩郡筑北村	54	2818.5
長野市	7	346.5
塩尻市	7	6595.6
大町市	13	2606.0
東筑摩郡麻績村	1	49.5
上水内郡飯綱町	9	445.5
北安曇野軍白馬村	15	742.5
上水内郡信濃町	4	198.0
上伊那郡箕輪町	1	49.5
安曇野市	1	33.0
諏訪郡富士見町	1	49.5
山梨県北杜市	1	49.5
合計	457	43640.3

添付群⑬ 太陽光発電設置実績

【環境面】

■ 廃棄物削減による循環への貢献

● 事業活動における廃材の再利用

屋根瓦工事業及び、建築事業で発生する瓦について、廃棄されるものは全て関係会社にて砕石し、太陽光発電パネルを設置する際に、砂利として使用することで再利用を行っている。また建築事業や太陽光発電パネル設置業務にて土地醸成時に発生する伐採木については自社機械にてチップ化している。得られた木材チップは太陽光発電パネル設置時にマルチング材として現場の地面に敷くことで、再利用を図っている。マルチング材には、雑草の発芽を抑える効果があると同時に、吸水力を高める効果を持っており、雑草対策として適している。この取り組みにより、今後も事業活動における廃棄物については全て再利用されており、循環型社会に貢献していく方針である。

● 社内における紙の削減

2023 年より本格的に紙の削減に乗り出し、現状顧客からの請求書や社内会議資料などは全て電子化されていることから、社内における紙の使用率は 1 割程度に留めている。事業運営における電子契約も積極的に取り入れており、今後は社内で発生する紙の完全電子化に向けて取り組みを強化していく方針である。

■ 温室効果ガス削減に向けた取り組み

- 温室効果ガスの排出削減の一環として、自社で保有する営業車 18 台の内、電気自動車を 2 台導入している。将来的には全車両を電気自動車に転換していくとともに、自社に電気自動車の充電スタンドを設置し、地域の EV 充電ステーションとしての役割を持つことを目指している。また当社の電力使用に対しても、今後 CO2 排出量の可視化を行う。ハード面では太陽光発電パネルを設置し、自社使用電力について 100% 自社発電を可能とすることを目標としている。

【社会面】

■ 安心・安全な労働環境整備と働き方改善への取り組み

- 従業員は 2023 年 2 月末時点でパート社員を含めて 25 名(男性 15 名、女性 10 名)であり、男女比率は男性 60%、女性 40%となっている。勤務体制は週休 2 日制で、勤務時間は 9 時 00 分から 18 時 00 分までのコアタイム制を敷いている。2023 年の月間時間外労働時間は平均 18 時間であり、会社全体で有給休暇取得を推進していることから、年間の平均有給休暇取得率は 90%である。労働災害は過去 5 年間で軽微なものを含め 1 件のみの発生に留めており、重大な労働災害は発生していない。DX による経営・業務効率化も推進しており、今後社内データクラウド以降を行うサービスを導入し、省力化を図っていく方針である。
- 健康診断並びにストレスチェックは年に一度行われており、希望者に対しては産業医との面談を行う制度を導入している。当社では会社全体で職場環境を健全かつ安全に保つことを目的としてパート社員を含めた全社員に向けてハラスメント防止規定を定め、定期的に動画等を用いた研修を行い、従業員全体にハラスメントを防止する意識の熟成を図っている。

● **独自制度の導入によるエンゲージメント向上**

当社では独自の取り組みとして、カットワーク委員会を設置している。カットワーク委員会では、業務上必要としてきたが、社内の DX・IT 化に伴い、過剰であると判断される業務について協議を行い、不必要であるとされた業務に関して削減を推し進める委員会であり、社内の業務効率化につながっている。またスイカ割りやボウリング大会などの各社内レクリエーションの企画・実行も担当しており、これにより社員のエンゲージメント向上につなげている。

また当社では福利厚生の一環としてサウナミーティングを月に 1 回導入している。これは従業員のサウナ利用料を全額当社が負担し、社長から中堅、新入社員まで様々な部署の従業員を幅広く集め、役職に関係なく積極的にコミュニケーションを深めることによって風通しの良い職場環境作りに貢献している。これにより業務上の悩みの共有や学びの場として機能しており、従業員のウェルネス思考の熟成を図っていると同時に、健康促進につながっている取り組みである。

■ **次世代の人材の育成**

- 当社では、建築業・工事業の経験者並びに未経験者に対しても積極的な教育支援を行っている。従業員の内、8 名が下記資格を保有しており、その資格試験に関しては、試験費用や教材費、対策講座の受講費用等諸経費を全額会社で負担している。業務上必要とされる各種資格に対して外部講師を招き、教育を行うことにより、従業員の能力値を最大化させる取り組みを行っている。また若手従業員に関しては、経験豊富な熟練者からの現場 OJT を通じたスキルアップを図っている。
- また社内の DX 推進を積極的に行っており、全従業員を対象として希望者には外部機関による定額型の DX 講座を受講することができる。またそこに係る費用は全額会社が負担している。

第一種電気工事士	2名
士業	2名
測量士	1名
一級建築士	1名
宅地建物取引士	1名

添付④ 有資格者データ(2024年2月時点)

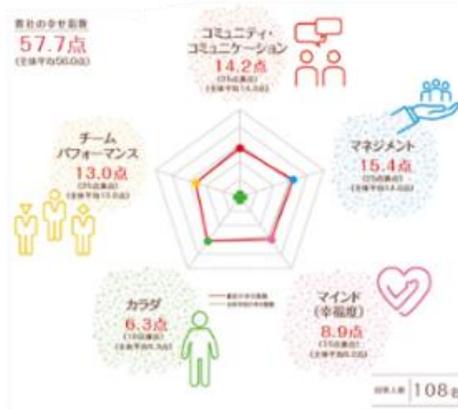
■ **ダイバーシティ推進**

- 採用は HP 採用や企業説明会、就職媒体広告を通じて中途採用を中心として行っており、2018 年から 2023 年の過去 5 年間で 12 名の採用を確保している。また、当社では現在 10 名の女性従業員が在籍しており、現状女性管理職は 0 名である。今後は社内で女性管理職の若年登用を強化していくために外部機関講習への参加や資格試験補助等を通して人材教育を積極的に行い、女性管理職登用を目指す。高齢者雇用について、60 歳以上の高齢者は現在 1 名在籍しており、希望者については再雇用制度を完備していることから安心して働ける労働環境を整えている。現在、当社には外国人労働者は在籍していないが、今後は協同組合を通じて外国人労働者の確保を強化していく方向性である。

- 当社グループとして「育児ファースト」を掲げており、全従業員に対して産休育休制度並びにテレワーク制度を確立している。当社では特に産休育休制度確立に力を入れており、育児休業を利用し、会社復帰をした際も、育児短時間勤務制度を設けていることに加え、子供の学校行事や発熱・通院などの突発的な事象に対しても最優先事項として、日ごろから社長を中心に呼びかけを行うことによって、周囲のサポート体制が確立されていることから、個人のライフスタイルに合わせて柔軟な働き方を行うことができる。この取り組みにより、産休育休取得率が 100%であり、女性従業員比率が高いことから、今後もダイバーシティを推進していく方針である。

■ 幸せデザインサーベイの実施

- 会社の発展と社員の幸福を追求しながら、個人の幸福度と組織のパフォーマンスを両立させる目的で、商工中金が提供する「幸せデザインサーベイ[※]」に取り組むとしている。今後売上の拡大による人員強化を予定しており、サーベイ実施により現状の従業員幸福度を把握し、今後さらなる新規採用強化に向け、より働きやすく、かつより働きがいのある職場環境作りに活かしていく方針である。



(※)幸せデザインサーベイ

幸せデザインサーベイは、従業員アンケートの実施により中小企業の幸せを可視化するサービス。会社の幸せを、組織としての「コミュニティ・コミュニケーション」、「チームパフォーマンス」、「マネジメント」と、個々の従業員の「カラダ」、「マインド (幸福度)」の5つの要素から構成。総合点を幸せ指数として算定する(100点満点)。

【経済面】

■ 地域活性化につながる取り組み

- 長野県内での e スポーツの発展と地域創生に貢献することを目的として、新たに e スポーツ事業部を開設した。e スポーツは、文部科学省が管轄するスポーツ庁の「スポーツによる地域活性化推進事業」によれば、スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業として位置づけられている。かねてより、当社は全国の学生を集め、アマチュア e スポーツチームとして活動していた「Next Esports」に対して出資をしていたが、2023 年より法人化し、チームとして活動を開始した。当チームは一般社団法人全日本青少年 e スポーツ協会「Gameic」より認証されている。2023 年 12 月 17 日に長野県松本市にて、《edges Matsumoto 2023》が開催された。これは 2022 年より開始され、長野県と Re.road(株)が提携し、県内経済を活性化させることを目的とした e スポーツイベントであり、当社も協賛している。
- 長野県では一般社団法人長野県 e スポーツ協会を中心として、文化・スポーツを通じて地域住民の交流機会を創出することや e スポーツ拠点誘致を行うことにより、e スポーツを推進している。当社は年に 1 度、自社及び敷地を活用して、イベントを開催している。このイベントでは、地域住民などを招き、e スポーツ体験イベントや各種セミナー、飲食店による出店を実施しており、この取り組みは交流機会の創出や地域活性化につながっている。



添付⑤ 当社出資チーム(NEXT SPORTS)

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一定の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水（アクセス）	食糧	住居
保健・衛生	教育	雇用
エネルギー	移動手段	情報
文化・伝統	人格と人の安全保障	正義
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・科学的構成・性質）の有効利用		
水（質）	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		
人と社会のための経済的価値創造		
包摂的で健全な経済	経済収束	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクト領域を表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	電気設備工事業、建築工事業、その他専門工事業
ポジティブ・インパクト	住居、保健・衛生、雇用、エネルギー、情報、包摂的で健全な経済、経済収束
ネガティブ・インパクト	保健・衛生、雇用、エネルギー、文化・伝統、人格と人の安全保障、水(質)、大気、土壌、生物多様性と生態系サービス、資源効率・安全性、気候、廃棄物

【当社の事業活動を踏まえ特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
教育	➢ 従業員のスキル向上に向けた取り組み
雇用	➢ 幸せデザインサーベイを活用した従業員幸福度の向上
雇用、包摂的で健全な経済	➢ ダイバーシティ推進
エネルギー、経済収束	➢ 太陽光発電設備設置工事を通じた循環型社会への貢献

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
保健・衛生	➢ 職場の安全衛生への取り組み

雇用	➤ 安心・安全な職場環境の整備
気候	➤ CO2 排出量の可視化への取り組み
資源効率・安全性、廃棄物	➤ 資源の廃棄ロスの削減

同社事業では事業運営上、太陽光発電業務を含め一般住宅向けを主業としておらず、かつ病院などヘルスケア関連での事業は行っていないため「住居」「保健・衛生」をポジティブ・インパクトとして特定していない。また情報インフラ整備や通信技術に係るインパクトを生む取り組みを行っていないことから、「情報」をポジティブ・インパクトとして特定していない。

UNEP FI のインパクト分析ツールで発出された「エネルギー」「文化・伝統」については、太陽光発電設備の設置は歴史的史跡の近隣では行っておらず、エネルギーのアクセス（提供）を阻害する可能性もないことから、ネガティブな影響を与える懸念はないこと、また、「水(質)」「大気」については事業活動上、水を殆ど利用せず、窒素酸化物や粒子状物質が発生しないことからネガティブ・インパクトとして特定しない扱いとした。「人格と人の安全保障」「土壌」「生物多様性と生態系サービス」では、法律に則った適切な業務運営を徹底していること、また耕作放棄地や遊休農地、山林、原野などの荒れ地の再利用であり土壌汚染や自然破壊などは行っていないことからネガティブ・インパクトとして特定していない。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

野村屋は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。設定した KPI のうち目標年に達したものについては、再度の目標設定等を検討する。

【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	教育		
取組内容（インパクト内容）	従業員のスキル向上に向けた取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2026 年までに第一種電気工事士資格保有者を 2 名増加する（2024 年 2 月までに第一種電気工事士 1 名） ● 2026 年までに第一種管理技士資格保有者を 2 名増加する（2024 年 2 月までに第一種管理技士 1 名） 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 少数体制で事業運営を継続していくために、従業員一人ひとりの資格取得を全社的に推進する。資格取得に係る諸経費を全額会社で負担する。 ➢ また業務上必要とされる各種資格に対して外部講師を招き、教育を行うことにより、従業員の能力値を最大化させる取り組みを行う。 		
貢献する SDGs ターゲット	4.3	2030 年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	
	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	

特定したインパクト	雇用		
取組内容（インパクト内容）	幸せデザインサーベイを活用した従業員幸福度の向上		
KPI	● 2025 年度終了時までには幸せデザインサーベイを導入する以降は幸せ指数のポイントを前年比着実にアップさせる		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 「幸せデザインサーベイ」を実施し、その結果を経営陣と従業員が対話の上、今後当社にとって必要性の高い施策や制度の導入検討を行うことによって、従業員と共に満足度の高い、働き甲斐のある企業を目指す。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	

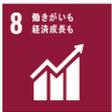
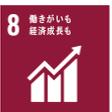
	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	
--	------	---------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

特定したインパクト	雇用、包摂的で健全な経済		
取組内容（インパクト内容）	ダイバーシティ推進による雇用安定化への取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2028年度末までに女性管理職を1名登用する（2023年度末女性管理職0名） ● 2028年度末までにくるみん認証を取得する 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 当社従業員の内、4割が女性従業員であり、今後もPCサイトを中心とした採用活動により女性従業員の採用を強化していく。また現状女性管理職は0名であることから、今後は社内で女性管理職の若年登用を強化していくために外部機関講習への参加や資格試験補助等を通して人材教育を積極的に行い、女性管理職登用を目指す。 ➢ 当社の産休育休取得率は現時点で100%であり、今後も全社的に女性の社会進出をサポートしていく方針であることから、くるみん認証を取得し、男女ともにより働きやすい環境の整備に取り組む方針である。 		
貢献するSDGsターゲット	4.5	2030年まで、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	
	5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	
	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する	

特定したインパクト	エネルギー、経済収束		
取組内容（インパクト内容）	太陽光発電設備設置工事を通じた循環型社会への貢献		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2026年度終了時までには屋根付き太陽光発電設置数を2022年度対比1.5倍とする。（2022年度屋根付き太陽光発電設置数144件） ● 2026年度終了時までには、産業用太陽光発電設置数64件、設置容量18,000kWを目指す。 		

	(2022 年度産業用太陽光発電設置数 43 件、設置容 4,100kW)		
KPI 達成に向けた取り組み	➤	2022 年度実績で、屋根付き太陽光発電設置数は 144 件、産業用太陽光発電設置数は 43 件を達成しており、案件は増加傾向にある。社長が主体となり、営業活動を強化していくことで、案件を獲得し、今後目標として掲げる数値目標を達成することにより、更なる温室効果ガス削減に貢献していく。	
貢献する SDGs ターゲット	7.1	2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。	
	7.2	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	
	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	雇用		
取組内容（インパクト内容）	安心・安全な職場環境の整備		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資期間中、有給休暇取得率 90%以上を維持する (2023 年末 有給休暇取得率 90%) ● 融資期間中、産休育休取得率 100%を維持する (2023 年末 産休育休取得率 100%) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 会社全体で有給取得を推進しており、有給休暇取得率も高い水準であることから引き続き水準を維持し、適切な管理の下、従業員の働きやすさを訴求する。 ➢ 引き続き、社長の呼びかけを中心として全社的に「育児ファースト」の意識を熟成させる。社内でも産休育休取得時の制度確立並びに周囲のサポート体制が確立されていることから、個人のライフスタイルに合わせた柔軟な働き方を推進する。 		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	保健・衛生		
取組内容（インパクト内容）	労働安全衛生管理による重大な労働災害発生件数の抑制		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資期間中、重大な労働災害発生件数 0 件を維持する (過去 5 年間重大な労働災害発生件数 0 件) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 安全衛生委員会での注意喚起などを通じた基本動作の徹底により、事故の未然防止を図る。また、ストレスチェックなどの活用により従業員の健康管理により一層の目配りを行う。 		
貢献する SDGs ターゲット	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	気候	
取組内容（インパクト内容）	CO2 排出量の可視化への取り組み	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2025 年度終了時まで CO2 排出量の可視化を実施する。具体的な削減への取り組みはモニタリング後に検討する。 	

KPI 達成に向けた取り組み	<p>➤ 2025 年度終了時までには自社の CO2 排出量を可視化し、現状分析・モニタリングを実施する。具体的な削減への取り組みはモニタリング後に検討する。</p>	
貢献する SDGs ターゲット	13.3	<p>気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>



特定したインパクト	資源効率・安全性、廃棄物	
取組内容(インパクト内容)	資源の廃棄ロスの削減	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業用太陽光発電設備自社運営分について、FIT 期間経過後も 10 年間の発電を継続する。 ● 解体・撤去が発生する際には架台などの金属は 100%リサイクルを実施し、太陽電池モジュールについては廃棄物処理法の規定を遵守し廃棄処理を行う。 ● 融資期間中、コピー用紙を 2022 年度末対比 10%削減する (2022 年度末 コピー用紙使用 0.47t) ● 2031 年度末までに伐採木の木製チップへの再利用率を 50% まで向上させる (2022 年度末 木製チップへの再利用率 10%) 	
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➤ モニタリングの中で自社運営分について、FIT 期間経過後 10 年間の発電継続の状況を確認していく。</p> <p>➤ 現状、産業用太陽光発電設備自社運営分について解体・撤去を行ったものは無い。環境省が令和 3 年度に実施した委託事業「使用済太陽電池モジュールのリサイクル等の推進に係る調査業務 (報告 令和 4 年 3 月 株式会社エクス都市研究所)」によれば、太陽電池モジュールのリユース・リサイクル率は 99.7%に上り、適正な廃棄物処理を行うことにより循環型経済に貢献していく。</p> <p>➤ 社内の IT・DX 推進により、使用するコピー用紙の削減を行う。</p> <p>➤ 太陽光発電設備業務において発生する伐採木について、自社で保有する機械の稼働率を向上させ、再利用率を向上させることで、循環型社会に貢献する。</p>	
貢献する SDGs ターゲット	9.4	<p>2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p>



	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	
--	------	----------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

5.サステナビリティ管理体制

野村屋では、本ファイナンスに取り組むにあたり、野村社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、野村社長を最高責任者兼プロジェクトリーダーとし、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者兼プロジェクトリーダー) 代表取締役社長 野村健太

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、野村屋と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、野村屋と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。野村屋は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 白石一真

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190